

標題

機関計画検査(CMS、PMS)における検査対象機器に関する規則改正について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0941
発行日 2013年1月18日

各位

近年、船舶におきましては機関の排ガスに対する環境対策が進められている中、低硫黄燃料油の使用が促進されてきています。一方、低硫黄燃料油は粘度が低く、潤滑性も低下することから、これらの改善を目的とした燃料油冷却器を使用する船舶も出てきております。

今般、鋼船規則検査要領 B 編 2012 年第 1 回一部改正(2012 年 6 月 15 日付)により、当該燃料油冷却器を機関計画検査(CMS、PMS)の検査対象とする旨添付のとおり改正され、2012 年 12 月 15 日より施行されました。

既に燃料油冷却器を搭載している船舶を保有の船主殿におかれましては、機関計画検査(CMS、PMS)の対象機器として登録する必要がありますことから、船級検査の際に検査員が当該機器の搭載の有無を確認させていただきますので、お申し出下さいますようお願い致します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 検査技術部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2027 / 2028
Fax: 03-5226-2029
E-mail: svd@classnk.or.jp

添付:

1. 鋼船規則検査要領 B 編船級検査 2012 年 第 1 回 一部改正

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

鋼船規則検査要領

B 編 船級検査

要
領

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 達 第 38 号
2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

B9 機関計画検査

B9.1 一般

B9.1.2 機関継続検査 (CMS)

-1.を次のように改める。

-1. 機関継続検査の適用

(1) (省略)

(2) 規則 B 編表 B9.1 第 5 項に規定する補機類とは、次のようなものをいう。

((a)から(g)は省略)

(h) 冷却器

清水冷却器 (ジャケット, ピストン), 燃料弁冷却清水 (油) 冷却器, 過給機冷却清水冷却器, 発電機機関清水冷却器, 燃料油冷却器, 主潤滑油冷却器, 過給機潤滑油冷却器, カム軸潤滑油冷却器, 減速機潤滑油冷却器, 操作油冷却器, 可変ピッチプロペラ潤滑油冷却器, 船尾管潤滑油冷却器, 発電機タービン潤滑油冷却器

((i)から(o)は省略)

-5.を次のように改める。

-5. 開放に代わる検査

次に掲げる機関, 装置については, *Logbook* 等の記録の調査により, 当該機関等が良好な状態であることが確認されれば, 各機器に対し次の検査を行うことによって, 開放検査に代えることができる。ただし, 検査時に不良箇所が発見された場合, あるいはログブックその他の記録から保守状況に問題があると判断された場合には, 開放検査を要求することがある。

(1) (省略)

(2) 油タンク, 燃料油冷却器及び油加熱器
現状についての検査

(3) (省略)

(4) (省略)

附 則（改正その6）

1. この達は、2012年12月15日（以下、「施行日という。」）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。